お取引先　各位

2021 年　　月
株式会社植木組
経理部

支払方法変更のご案内とお願い

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在弊社では、手形から“でんさい”への支払方法変更を進めており、第四北越銀行が提供する『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の導入も併せて行うことといたしました。

すでに『でんさい(でんさいネット)』にご加入のお取引先様には、本サービスに加入することなく、そちらを利用してのお受け取りも可能でございますが、本サービスは、三井住友信託銀行（＝第四北越銀行提携事務受託会社）が貴社に代わり各種手続きを行うサービスで、下記のような特長を有しており、お取引先様にもご利用しやすいサービスと考えております。

なお、貴社手数料につきましては、別紙『お支払方法変更に伴う事務手数料について』をご確認ください。

つきましては、手形から“でんさい”への支払方法変更にご理解、ご協力賜りたく、何卒お願い申し上げます。お手数をお掛けいたしますが、別紙「取引代金受領に関する依頼書」にて支払方法を選択の上、ご返信くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1.支払方法変更日

2021 年 4 月締切分 （2021 年 5 月お支払分） より実施

なお、従来よりお取引がある業者様におかれまして、支払方法変更に伴いお取引条件（支払日・サイト等）が変更する事はございません。

2. お願い事項

「取引代金受領に関する依頼書」にご記入の上、ご返送をお願いいたします。

3.『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の特長

電子記録債権一括ファクタリングサービスの特長は、以下の 4 点となります。

項目	内容
パソコンによる 手続不要	➢ パソコン操作によるお手続きはございません。
廻し譲渡 FAX 手続き可能	➢ でんさいの廻し譲渡、金融機関割引も FAX で対応可能です（パソコン不要）
指定口座に 期日振込	➢ ご指定の口座へ支払期日当日に資金を振込みいたします。
期日前の 資金化可能	➢ 支払期日前に割引による資金化が可能です。

4. 照会窓口

本件に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

■『支払方法の変更のご案内とお願いについて』、『お支払方法変更に伴う事務手数料について』
株式会社植木組　経理部　担当　金澤　　TEL　0257-23-0660

■『電子記録債権一括ファクタリングサービス』内容等について（第四北越銀行提携事務受託会社）
三井住友信託銀行株式会社　資産金融部　でんさい照会窓口　TEL　03-6256-5821

「でんさい」及び「電債一括ファクタリング」選択にあたってのフローチャート

■弊社の支払方法の変更により、貴社の代金受取方法について①～③の中から選択し、「取引代金受領に関する依頼書」にご記入いただきます。参考にご活用下さい。

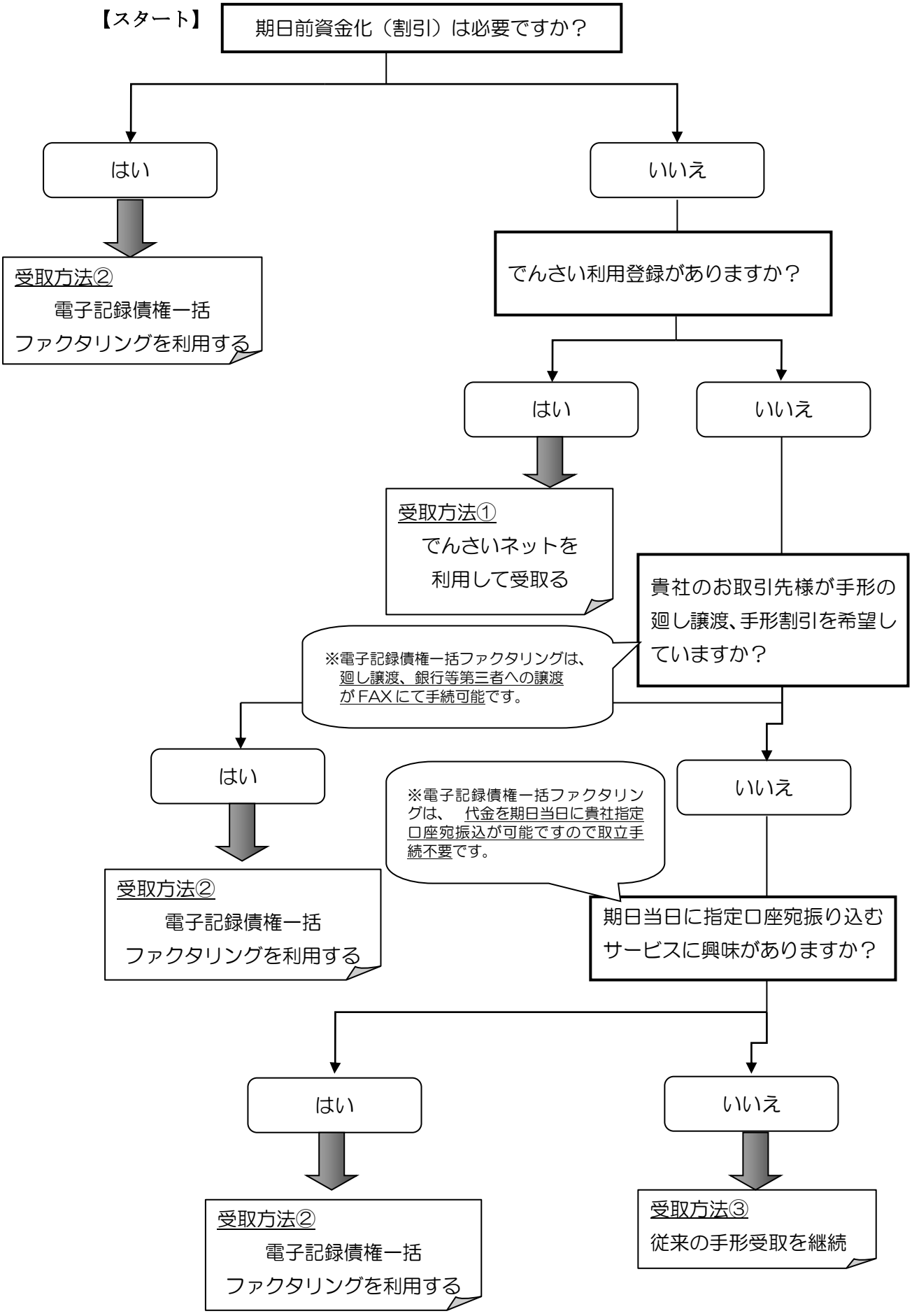

電債一括ファクタリングのサービス内容詳細につきましては、別紙「『電子記録債権一括ファクタリングサービス』のご案内」をご参照下さい。

お取引先各位

2021年　月

株式会社植木組

経理部

お支払方法変更に伴う事務手数料について

弊社は2021年５月支払い分より、従来の手形に替わる支払い方法として、全銀協の『でんさい(でんさいネット)』及び“でんさい”を利用した『電子記録債権一括ファクタリングサービス』を導入いたします。それに伴い、弊社の事務手数料を下記の通り変更させていただきたくお願い申し上げます。

尚、従来通り、手形相当分（でんさい含む）の支払い金額が５０万円未満となった場合、現金での振り込みとなります。

記

１．変更日

２０２１年４月締切分（５月支払分）より

２．事務手数料等のご負担分（消費税込）

		債権発生時（手形振出時）			受取時			
		切手代（郵送受取）	印紙代（領収書）	発生記録手数料	取立手数料	受取手数料	決済事務手数料	割引料
現行	手形	519円	あり※1	なし	あり※2	なし	なし	あり※2
導入後	でんさい	なし	なし	220円※3	なし	**あり※4**	なし	あり※4
	一括ファクタリング	なし	なし	220円※3	なし	**なし**	660円※5	**1.475%**※5

※1：手形の額面に応じた印紙税額となります。

※2：各金融機関指定の手数料となります。

※3：弊社の事務手数料の一部として1債権につき２２０円をお支払い金額より差し引かせていただきます。

※4：各金融機関にご確認ください。

※5：『電子記録債権一括ファクタリングサービス』のパンフレットをご参照ください。

以　上

【株式会社植木組お取引先様向け】

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』のご案内

三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

第四銀行および三井住友信託銀行の提供する『電子記録債権一括ファクタリングサービス』は、以下の特長があり、でんさいを利用したことのない方にもご利用いただきやすいサービスです。

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の特長

サービスの特長

☞ ① 期日代金はご指定口座に振込（取立手続不要）。

☞ ② 廻し譲渡および転々譲渡可能。（※孫請業者様のご利用には所定の契約が必要です）

☞ ③ 各種手続きはFAXで対応（PC不要）。

☞ ④ 支払企業の信用力によって割引金利を設定。
低利な割引レートで資金化できる可能性あり。

☞ ⑤ 貴社の融資枠を使用せずに資金調達が可能。

以下のようなお客様にメリットがあります！

●取引先から”でんさい”での支払を打診されたが、PC操作が苦手。紙での手続きが理想。
●受取手形は、取引先に廻し譲渡しているが、取引先にでんさい契約がない為、現状維持している。
●有事にそなえて、自社の融資枠は余裕を持った運用を行いたい。

仕組みの概要

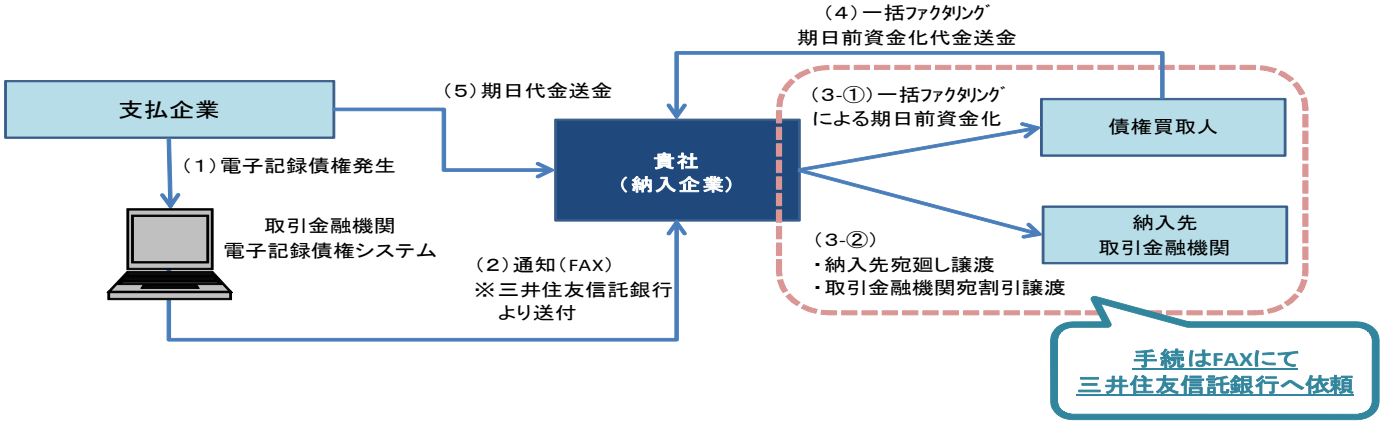

(1)㈱植木組（支払企業）は、電子記録債権システムを通じて電子記録債権を発生させます。
(2) 三井住友信託銀行（以下、弊社）より貴社宛にでんさいの発生通知(FAX)を行います。
＜一括ファクタリングによる期日前資金化を行う場合＞
(3-①) 貴社（納入企業）は、FAXにて期日前資金化の申込みを弊社宛に行います。
弊社は貴社（納入企業）の申込みに基づき、電子記録債権を債権買取人宛に譲渡します。
(4)債権買取人は貴社（納入企業）に期日前資金化代金を送金します。
＜取引先、あるいは取引金融機関に電子記録債権を譲渡する場合＞
(3-②) 貴社（納入企業）は、FAXにて電子記録債権の譲渡申込みを弊社宛に行います。
弊社は、貴社（納入企業）の申込みに基づき、電子記録債権をご指定の先に対して譲渡します。
(5)支払企業は、期日代金を貴社宛支払います（貴社が電子記録債権を譲渡している場合は、当該時点の債権者宛支払います）。

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』とは

●『電子記録債権一括ファクタリングサービス』は、㈱植木組が発生させた電子記録債権を貴社の申出に基づき適用金利 1.475%（第四銀行短期プライムレート－0.5%（2020 年 7 月末現在））で買取るサービスです。
●貴社にご負担いただく手数料は、「上記適用金利で計算された割引料」と「決済事務手数料」となります。
●ご資金は、債権金額から手数料を差し引かせていただいた上で、貴社ご指定の金融機関口座に振込します。
●貴社は、資金ニーズに合わせて“包括譲渡”“定例譲渡”“都度譲渡”（支払期日払い含む）の買取方法から１つをご選択。
●本サービスにて買取した「でんさい」は、貴社が保証義務を負うことはありません。
●本サービスにてご調達した資金は、貴社が取引金融機関で保有する融資枠は使用しません。
●また貴社は、取引先もしくは取引金融機関等の第三者に対して電子記録債権を譲渡することも可能です。
（都度譲渡方式選択の場合のみ。）（第三者譲渡実施時は、「譲渡記録請求手数料」が必要です。）

No	買取方法	内容	貴社の資金ニーズ等
1	包括譲渡 ＜分割不可＞	●電子記録債権の発生と同時に債権金額を自動割引を行い、ご指定の口座にご資金を振込みます。 ●貴社のお手続きは一切必要ありません。	『振り出されたら、すぐに全額資金化したい』 『買取申込の手続が面倒だから、システム自動処理で、指定口座に振り込んでほしい』
2	定例譲渡 ＜分割不可＞	●貴社のご指定日（例：毎月 20 日）に債権金額を自動割引を行い、ご指定の口座にご資金を振込みます。 ●貴社のお手続きは一切必要ありません。	『定期的な資金繰りのために、資金化をしたい』 『買取申込の手続きが面倒だから、システム自動処理で、指定口座に振り込んでほしい』
3	都度譲渡 **＜分割可＞**	●貴社の資金化希望日の３営業日の１２時までにＦａｘでお申込いただくことで、希望日にご指定の口座にご資金を振込みます。 ●都度譲渡の貴社で期日前資金化の申込を行わない場合は、支払期日にご指定の銀行口座に資金を振込ます。	『資金が必要なタイミングで、買取申込したい』 『金額を指定（分割）して資金化したい』 『期日まで待って受け取りたい』

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の契約手続きについて

●本サービスをご希望のお客様には、三井住友信託銀行より手続書類を郵送いたします。
●本サービスのご契約に際して、ご提出いただく書類は、以下の通りです。
（返信用封筒を同封いたしますので、必要書類を三井住友信託銀行宛にご提出ください。）

《貴社にご提出いただく書類》
①「書類チェックリスト 兼 書類送付状」、②「委任状」、③「電子記録債権買取サービス等申込用紙」、
④「確認事項記録書 兼 実特法新規届出書」、⑤「口座振替依頼書」、⑥「商業登記簿謄本」、⑦「印鑑証明書」

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の手数料（税別）

サービス	手数料項目
電子記録債権一括ファクタリングサービス	「決済事務手数料」と「割引料」
廻し譲渡	「譲渡記録請求手数料」

手数料項目	決済事務手数料	割引料	譲渡記録請求手数料
金額	600 円	適用金利に基づいて 計算された金額	600 円
内容	✓ 割引後のご資金および支払期日のご資金をお振込させていただく際、上記金額を差し引いた上でご資金を振込致します。	✓ 適用金利は、1.475％となります。（第四銀行短期プライムレート－0.5%（2020 年 7 月末現在）） ✓ 計算方法は、以下の計算式となります。（譲渡債権金）×1.475％×日数(両端)÷365 日	✓ でんさいの譲渡を行う際の手数料です。 ✓ 当月分を纏めて翌月 20 日に、ご指定の口座より引落しいたします。 ※第三者譲渡実施時に必要。一括ファクタリングによる期日前資金化時は不要。

照会窓口

● 本件に関するお問い合わせは下記照会窓口までお願い致します。
三井住友信託銀行　資産金融部　電子記録債権一括ファクタリングサービス照会窓口　Tel：03-6256-5821

➢ 本資料に基づく弊社からの提案につきましては、貴社自らその採否をご判断ください。
➢ 本資料における弊社からの提案を採用されない場合であっても、弊社との他のお取引について貴社が不利益な取扱いを受けることはありません。
➢ また、弊社は本資料における提案を貴社が採用されることを貴社との他のお取引の条件とすることはありません。